

岩手県大船渡市の林野火災による被災者の皆様への生活支援窓口案内(ガイドブック)

(第2.5版)

岩手県大船渡市における林野火災で被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。
まくみみ岩手（総務省岩手行政監視行政相談センター）では、今回の災害に関して、いろいろなお問合せやご相談を受け付けています。
また、支援措置を講じている関係機関等と協力して被災者の皆様への生活支援に関する情報を提供しておりますので、お困りになっていることがありましたら、どうぞお気軽にご利用ください。



電話による相談受付：平日 9：00～16：45

上記時間帯以外は留守番電話対応となります。

【行政相談専用ダイヤル】 **0 5 7 0 - 0 9 0 1 1 0**



来所による相談受付：平日 9：00～16：45

住所：盛岡市盛岡駅西通 1-9-15 盛岡第2合同庁舎 4階
岩手行政監視行政相談センター まくみみ岩手



インターネットによる相談受付

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html



FAXによる相談受付 0 1 9 - 6 2 4 - 1 1 5 5

まくみみ岩手



総務省行政相談センター

総務省 岩手行政監視行政相談センター

〒020-0045

盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎4階

電話：019-622-3470

FAX：019-624-1155

ご注意

このガイドブックに掲載している情報は、**令和7年4月11日時点の情報で作成**しております。各機関等における支援策等については、随時、追加、変更してまいります。

最新の情報は、岩手行政監視行政相談センターホームページ(下記URL参照)の「〈岩手県大船渡市の林野火災による被災者の皆様への生活支援の情報〉」に掲載しております。

URL : <https://www.soumu.go.jp/kanku/tohoku/iwate/iwate.html>



【参考】第2版（令和7年3月24日）からの主な変更点

変更した項目	頁	変更内容
4 公費解体	7	公費解体の受付開始に伴い、新たに掲載しました。
5 被災住宅の補修や再建（被災住宅補修補助金）	9	制度創設に伴い、新たに掲載しました。

目 次



住まいや身の回りのこと

- 1 被災証明書の発行 (P.1)
- 2 公営住宅等への入居 (P.2)
- 3 応急修理制度 (P.4)
- 4 公費解体 (P.7)
- 5 被災住宅の補修や再建 (P.9)



お金のこと

- 6 被災者生活再建支援金の支給 (P.12)
- 7 住宅の建設、補修等の融資 (P.13)
- 8 住宅ローンの返済 (P.14)
- 9 雇用保険失業給付の支給等 (P.14)



役所の手続きのこと

- 10 国税の特別措置 (P.16)
- 11 県税の特別措置 (P.16)
- 12 市税等の特別措置 (P.17)
- 13 保険証（被保険者証）などを紛失した場合 (P.17)
- 14 公共料金の減免措置等 (P.18)
- 15 年金手帳などを紛失した場合
国民年金等の保険料が払えない場合 (P.19)
- 16 登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合 (P.20)
- 17 運転免許証を紛失した場合 (P.20)
- 18 自動車に被害を受けた場合 (P.21)



民間の手続きのこと

- 19 損害保険 (P.22)
- 20 生命保険の契約内容 (P.22)
- 21 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合 (P.23)
- 22 法律相談等の窓口 (P.23)



医療・健康のこと

- 23 医療機関の受診、介護保険サービス、障害福祉サービスの利用 (P.24)
- 24 こころの悩みや健康に関する相談 (P.24)



教育のこと

- 25 JASSOの奨学金の緊急採用、返還期限猶予 (P.25)
- 26 JASSOの災害支援金 (P.25)



事業者の方へ

- 27 中小企業者、農林水産事業者を対象とした相談窓口 (P.27)
- 28 農林水産事業者を対象とした県の相談窓口 (P.28)



住まいや身の回りのこと

1 罹災（り災）証明書の発行

- ◆ 「罹災（り災）証明書」は、住家等が災害の被害にあったことを証明するものです。生活再建支援金、税金の減免など各種の申請で必要となる場合があります。

- ◆ 発行するもの
 - ① 罹災証明書
居住している住家に被害があった方
 - ② り災（その他）証明書
居住している住家以外の家屋（建物）に被害があった方
 - ③ り災届出証明書
車やプレハブ倉庫など、固定資産課税台帳に登録されていない動産等に被害があった方（り災の届出があったことを証明します）

- ◆ 申請開始日時
 - 日程：令和7年3月14日（金）から
 - 時間：平日8時30分～17時15分
（本庁舎のみ月・金は18時30分まで）

- ◆ 申請場所
 - ・ 大船渡市役所 税務課 資産税係
 - ・ 綾里地域振興出張所

- ◆ 持参するもの
 - ・ 本人確認できる身分証明証
（マイナンバーカード、運転免許証、住民票の写し等）
 - ※世帯員以外の方の申請には世帯員からの委任状が必要です。
 - ※対象の住家に住民票の登録がない場合、居住実態を確認するため、公共料金請求書等に申請者の氏名と住所が明記されているものを持参

◆ **注意事項（お願い）**

**建物の片付けや修理の前に、被害状況を写真に撮って保存していただくようお願い
します（外観調査は実施しましたが、内部の状況は確認していないため）。**

◆ 詳しくは以下の窓口にお問い合わせください。

窓口	電話番号
大船渡市 税務課 資産税係	0192-27-3111（代） 内線 140、155、156

2 公営住宅等への入居

大船渡市（みなし仮設）

◆ 民間住宅への入居を希望している方、またはすでに入居している方で、一定の要件を満たす場合、**賃貸型応急住宅（みなし仮設）**の申請ができます。

◆ **入居対象者**

次の①～④の要件を満たす方

①災害発生日（令和7年2月26日）時点において、大船渡市に居住する方

②当該災害により次の要件のいずれかを満たす方

- (1) 住宅が「全壊」、「全焼」または「流出」し、居住する住宅が無い方
- (2) 住家が「半壊以上」であっても、住宅として再利用できずやむを得ず解体を行う方
- (3) 住宅が「半壊」（「大規模半壊」、「中規模半壊」を含む）し、住み続けることが困難な程度の傷みや、避難指示の長期化により住宅としての利用ができず、自らの住家に居住できない方
（「住み続けることが困難な程度の傷み」の例）
 - ア 土砂、流木等の流入により生活の空間が確保できない状態
 - イ 屋根、外壁の損傷により雨風をしのぐことができない状態
 - ウ 住家への浸水等により耐えがたい悪臭がしており、生活に支障が生じている状態
 - エ ア～ウに準ずる状況により生活が困難であると県が認める場合

(4) 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン(水道、電気、ガス、道路等)が途絶している、地滑り等により避難指示等を受けてい

る（※1）など、長期にわたり（※2）自らの住宅に居住できないと市町村長が認める方

※1 雨が降れば避難指示等が発令されるような場合を含みます。

※2 「長期にわたり」とは、対策に概ね1ヶ月以上かかり、自らの住宅に居住できない場合を指します。

(5) 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する方のうち、修理に要する期間が1か月を超えると見込まれる方であって、上記(3)に該当する方

(6) その他、国と県の協議により、やむを得ず入居すべきと認められた方

③自らの資力を以てしては住宅を確保することができない方

④災害救助法に基づく「障害物の除去制度」を利用していない方

◆ 提出書類

① 「岩手県賃貸型応急住宅入居申込書」

② 「入居希望物件概要書」

③ 「同意書」または「確約書」

④ 「誓約書」

⑤ 「住民票」（入居者全員分）

罹災証明書に被災住家の世帯構成員の記載がない場合に必要となります。

⑥ 「罹災証明書」

⑦ その他市町村が必要と認める書類

・ 上記②（2）～（5）に該当する場合は「申出書」

・ 要件を満たす民間賃貸住宅にすでに入居している入居対象者が申し込む場合は「切替契約に係る同意書」

◆ 間取り毎の賃料の限度額（参考）

世帯数 (乳幼児は0.5人換算、 小数点以下切り上げ)	間取り	限度額（月額）
1人～2人	1R、1K、1DK、1LDK	6万2000円以内
2人～4人	2K、2DK、2LDK	8万8000円以内
4人以上	3K～	8万9000円以内

◆ 申請先

大船渡市 住宅管理課

◆ 詳しくは以下の窓口にお問い合わせください。

窓口	電話番号	受付時間
大船渡市 住宅管理課 (本庁舎 3 階)	0192-27-3111 (代)	平日 8 時 30 分～17 時 15 分

岩手県 (県営住宅)

- ◆ 今回の林野火災により、被災された方を対象に、県営住宅を原則無償で提供しております。入居要件等は、下記のとおりとなっています。

◆ **主な要件**

災害により次のいずれかに該当している方が対象となります。

- ①災害により、居住する住宅がないこと。
- ②避難の指示等が発せられ、住宅に立ち入ることができないこと。
- ③り災証明書の発行を受けられる方。

◆ **留意事項**

- ①使用期間は、使用開始から 1 年以内となっています。(最長 2 年まで延長可能)
- ②住宅及び駐車場の使用については原則免除となっています。(水道光熱費及び共益費については、入居者負担となります。)
- ③一部ペット入居可の団地もありますが、空室の状況に応じて、入居いただけない場合がありますので予めご了承ください。

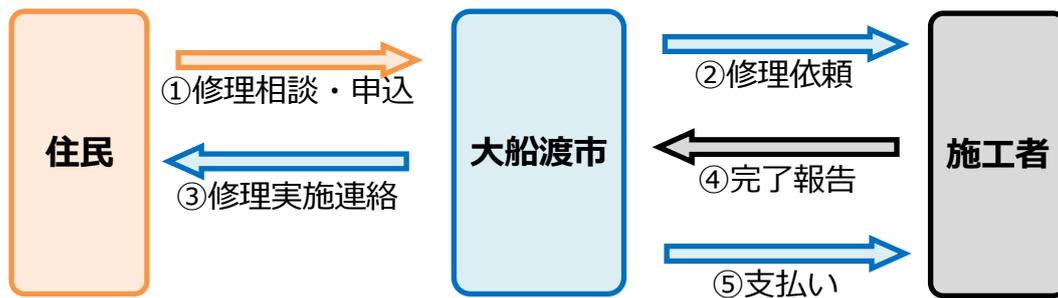
◆ 詳しくは以下の窓口にお問い合わせください。

窓口	電話番号	受付時間
岩手県 建築住宅課	019-629-5931 (直通)	平日 8 時 30 分～17 時 15 分
沿岸広域振興局土木部 大船渡土木センター	0192-27-9919 内線 261	平日 8 時 30 分～17 時 15 分

3 応急修理制度

- ◆ 住家が火災の被害を受け、自ら修理する資力の無い世帯について、住民からの申込に基づき、市が施工者に発注し「日常生活に不可欠な必要最小限度の部分」を修理するものです。

(手続の大まかな流れ)



◆ 対象世帯、対象住家

- ・り災証明書で「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」の証明を受けた世帯が対象
- ・り災証明書で「全壊」の証明を受けた場合でも、応急修理により居住が可能かつ居住する場合は対象
- ・被災した住家を修理し居住し続けること。
- ・避難所及び公営住宅並びに応急仮設住宅を利用しないこと。
※修理期間が災害発生の日から1月以上かかる場合は、民間賃貸住宅のみなし仮設への一時避難は可。ただし災害発生の日から6月以内に退去すること。
- ・半壊等（中規模半壊、半壊、準半壊）の世帯は、自らの資力で応急修理ができないこと（資力に関する申出書の提出が必要）。
- ・住家のみが対象（空き家、作業場、物置、倉庫、駐車場等は対象外）

◆ 対象工事

- ① 林野火災と直接関係のある被害で、日常生活に不可欠な部分の修理のみが対象
- ② 修理方法は代替措置でも可
(例：柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設する等)
- ③ 下記の例のような修理は対象外です。
 - ・古いものを新しいものに交換するもの
 - ・1階トイレが被災し2階トイレが使用できる場合に、被災したトイレを修理するもの
 - ・畳や壁紙のみの修理や交換
 - ・内装仕上げのみ修理するもの。ただし、壊れた床や壁等の下地としてあわせて修理等を実施する場合は、定められた範囲のみ対象とします。
 - ・家電製品等の修理や交換
 - ・被災前の仕様よりアップグレードするもの
(例：暖房便座から温水洗浄便座へ交換)

◆ 救助期間（工事完了期限）

原則、災害発生の日より6月以内に工事を完了すること。

※今後、変更になる可能性があります。

◆ 救助内容

被害の程度 (り災証明書に記載)	限度額 (1世帯あたり)	備考
準半壊以外	717,000円(税込)	・補助金ではありません。 救助のための現物給付です。
準半壊	348,000円(税込)	・限度額を超えた部分は申請者の自己負担となります。 ※同じ住家に2以上の世帯が同居している場合であっても、限度額は1世帯あたりと同額となります。

◆ 提出書類

- ①「申込書」
- ②「り災証明書」（コピーで可）
- ③修理前の被害状況が分かる写真
- ④「修理見積書」（「工事内訳書」を添付すること）
- ⑤「住宅の被害状況に関する申出書」
- ⑥**中規模半壊、半壊、準半壊の場合**は、「資力に関する申出書」

◆ 注意事項

- ・原則、市に登録している業者（指定業者）による工事となりますが、登録していない業者を希望する場合はお問合せください。
- ・市が業者に発注します。指定業者から見積書等を入手し、市に提出してください。
- ・自己の資力で修理できない世帯が対象です。すでに修理済みのもの等は対象となりません。
- ・**被害状況の写真（修理前）、工事状況の写真（修理中）、完了状況の写真（修理後）を必ず撮影してください。写真が無い場合、対象外となる場合があります。**

◆ 申請先

大船渡市 住宅管理課 住宅建築係

◆ 詳しくは以下の窓口にお問い合わせください。

窓口	電話番号	受付時間
大船渡市 住宅管理課 住宅建築係（本庁舎 3 階）	0192-27-3111（代） 内線 322	平日 8 時 30 分～17 時 15 分

4 公費解体

◆ 概要

市では、令和 7 年大船渡市大規模林野火災により損壊した被災家屋（個人住宅・倉庫・事業所）等について、生活環境保全や二次災害の防止をなど図ることを目的に、市の費用負担により解体、撤去する「公費解体」を所有者の希望に応じて行います。

◆ 公費解体の対象となる家屋等

罹災証明書、り災（その他）証明書若しくはり災届出証明書により「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」と判定された被災家屋等（所有者は個人または中小企業者とする）

◆ 申請場所・申請期間等

申請場所	申請期間	受付時間等
避難所（福祉の里センター・綾姫ホール）	令和 7 年 4 月 11 日(金)	午後 6 時～午後 8 時 避難所内の方を対象とし、申請方法の相談なども対応します。
大船渡市役所 市民環境課 4 番窓口	令和 7 年 4 月 14 日(月) ～5 月 16 日(金) ※土日祝日を除く。	午前 9 時～午後 5 時 (月・金曜日は午後 6 時まで)

※申請状況により申請期間を延長する場合があります。

◆ 申請時に必要な書類

申請書、解体及び撤去に係る誓約書兼同意書、罹災証明書等の写し、本人確認書類（運転免許証・パスポート・マイナンバーカード等）の写し、建物配置図など

◆ その他

遠方など特別の事情がある場合は、簡易書留による郵送申請も可能です。

要確認事項

◆ 被災家屋の所有権について

被災家屋等の所有権等を有する者全員（例：相続未登記の場合、相続人全員）の同意等があり、権利者全員から必要書類の提出がなされなければ、原則として市が解体及び撤去等を行うことはできませんので、事前に権利関係を十分御確認ください。

なお、被災家屋等の所有権等を有する者全員の同意が得られない場合には市民環境課環境衛生係までご相談ください。

◆ ご自身で解体を予定されている方について

被災家屋等は、市による解体（公費解体）もできますが、ご自身で解体を行うこと（自費解体）を予定されている方は、必ず事前に問い合わせください。

◆ 問い合わせ先

大船渡市役所 市民環境課 環境衛生係 ☎0192-27-3111（内線 126）

◆ 必要書類

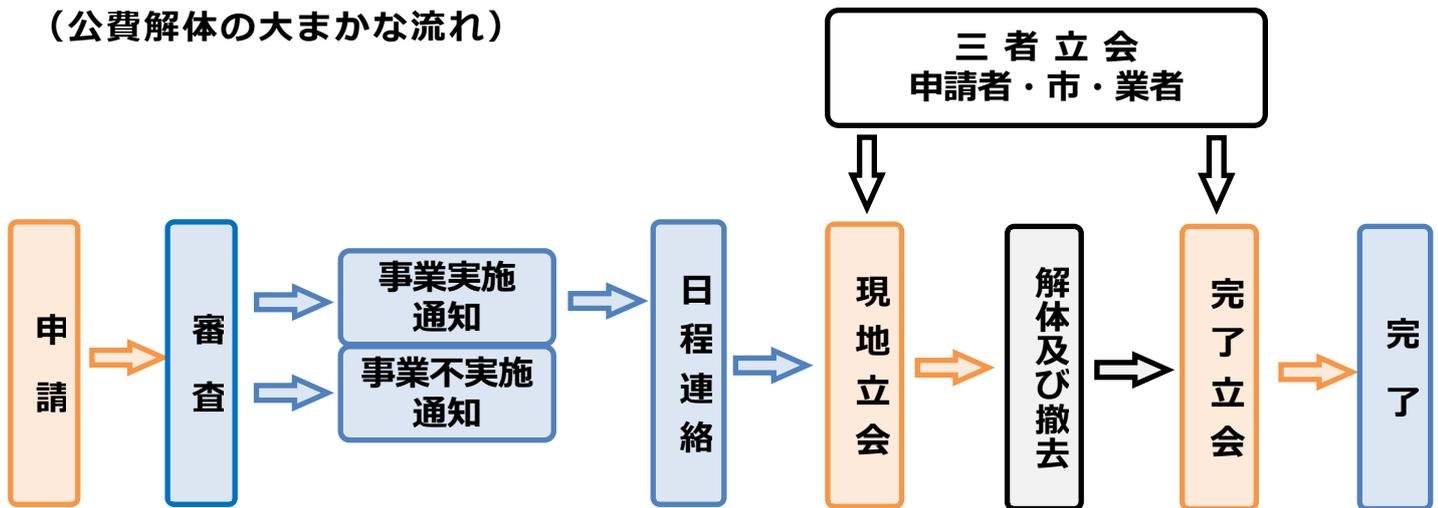
- ① 「事業申請書」
- ② 「被災家屋等の解体及び撤去に係る誓約書兼同意書」
- ③ 「罹災証明書」、「り災（その他）証明書」またはり災届出証明書の写し
- ④ 本人確認書類（運転免許証・パスポート・マイナンバーカード等）の写し
- ⑤ 「登記事項証明書」（未登記の場合は固定資産評価証明書）

※市が申請者に代わり取得することに同意する場合は、提出不要。

- ⑥ 建物配置図
- ⑦ 解体前の様子がよく分かる状況写真

※現地立会時に市が撮影することに同意する場合は、提出不要。

(公費解体の大まかな流れ)



◆ 詳しくは以下の窓口にお問い合わせください。

窓口	電話番号	受付時間
大船渡市 市民環境課 環境衛生係	0192-27-3111 (代) 内線126	平日 8時30分~17時 15分

5 被災住宅の補修や再建

大船渡市 (被災住宅補修補助金)

◆ **対象住宅**

- ・ 林野火災により被災し、被災程度が半壊、準半壊又は一部損壊である住宅、又はその他市長が必要と認めるもの
- ・ 住宅に被害を受けた者が補修し、自己が居住する住宅
(長屋、共同住宅又は店舗、事務所等との併用住宅にあつては、被災者が自ら居住する部分)

◆ **交付対象者**

- ・ 被災した住宅等を所有し、補修後も自己がその住宅に居住する者

◆ **対象となる補修工事**

以下いずれかの補修工事であり、令和8年3月19日までに補助金交付請求が提出される工事

半壊又は準半壊であって、住宅の応急修理制度を利用する場合

- ・被災した住宅外部に附属するエアコン室外機（室外機のみ交換できない場合は室内機も対象とする。）、給湯器等の補修
- ・その他市長が必要と認める補修

半壊、準半壊又は一部損壊であって、応急修理制度を利用しない場合

- ・被災した住宅本体の被災部分の補修
- ・被災した住宅外部に附属するエアコン室外機（室外機のみ交換できない場合は室内機も対象とする。）、給湯器等の補修
- ・その他市長が必要と認める補修

その他市長が必要と認める補修

- ・住宅以外の被災した箇所において、生活に必要不可欠なもの等の補修

◆ 補助金額

補修工事に要する経費が5万円（税抜き）以上で、補助対象経費の2分の1に相当する額以内の額。

（上限額）

- ・応急修理制度を利用する場合 5万円
- ・応急修理制度を利用しない場合 15万円

※算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てた額とします。

◆ 受付期間

令和7年4月8日(火)～概ね令和8年1月30日(金)

◆ 注意点

- ・郵送、ファクシミリでの申請は受け付けません。
- ・受付は、必要書類がすべて揃わなければ受付できません。
- ・事前に相談や申請があっても、書類に不備がある場合は、受付したとはみなしません。

◆ 詳しくは以下の窓口にお問い合わせください。

窓口	電話番号	受付時間
大船渡市 住宅管理課 (本庁舎3階)	0192-27-3111 (代)	平日 8時30分～17時 15分

- ◆ 被災住宅の補修や再建に関して、公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターが「住まいるダイヤル」を開設しています。

窓口	電話番号	受付時間
住まいるダイヤル	03-3556-5147	平日 10時～17時 (土日祝、年末年始除く)

<災害に便乗した悪徳商法に御注意ください！>

- ◆ **大規模災害の後は、点検商法・便乗商法などのトラブルが発生する傾向があるので御注意ください。**
- ◆ 点検などを口実に訪問し、高額な修理等の契約を勧誘したり、「災害による被害以外の箇所であっても保険で無料修理できる」などと勧誘したりしてトラブルに巻き込まれるケースがあります。
- ◆ **不審な勧誘や心配なことがある場合には、消費者ホットラインや岩手県立県民生活センターまで御相談ください。**

窓口	電話番号	受付時間
消費者ホットライン	188 (いやや!) ※最寄りの消費生活窓口につながります	平日 10時～12時、 13時～16時 ※土日祝は国民生活センターにつながります
岩手県立県民生活センター (盛岡市)	019-624-2209	平日 9時～17時30分 土日 10時～16時



お金のこと

6 被災者生活再建支援金の支給

◆ 自然災害により居住する住宅（※）が全壊する等の被害を受けた世帯の生活再建を支援する制度です。※店舗や空き家等は対象外

◆ 支給対象等

区分		基礎支援金 (住宅の被害程度に 応じて支給)	加算支援金 (住宅の再建方法に 応じて支給)		合計
			住宅再建方法	支給額	
複数世帯 (世帯人数が2人以上)	・全壊世帯 ・解体世帯	100万円	建設・購入	200万円	300万円
			補修	100万円	200万円
			賃借	50万円	150万円
	大規模半壊世帯	50万円	建設・購入	200万円	250万円
			補修	100万円	150万円
			賃借	50万円	100万円
	中規模半壊世帯	—	建設・購入	100万円	100万円
			補修	50万円	50万円
			賃借	25万円	25万円
	半壊世帯	20万円	—	—	20万円
準半壊世帯	5万円	—	—	5万円	
単数世帯 (世帯人数が1人)	・全壊世帯 ・解体世帯	75万円	建設・購入	150万円	225万円
			補修	75万円	150万円
			賃借	37.5万円	112.5万円
	大規模半壊世帯	37.5万円	建設・購入	150万円	187.5万円
			補修	75万円	112.5万円
			賃借	37.5万円	75万円
	中規模半壊世帯	—	建設・購入	75万円	75万円
			補修	37.5万円	37.5万円
			賃借	18.75万円	18.75万円
	半壊世帯	15万円	—	—	15万円
準半壊世帯	3.75万円	—	—	3.75万円	

◆ **申請開始日時**

日程：令和7年3月20日（木・祝）から

時間：平日9時～17時

◆ **申請場所**

大船渡市役所 地域福祉課（市本庁舎1階）

◆ **持参するもの**

①罹災証明書（市役所税務課や綾里地域振興出張所で取得可能）

②通帳の写し（通帳をお持ちください）

③**解体世帯の場合**、次のどちらかの書類も持参してください。

・解体証明書（市役所の市民環境課で取得可能）

・滅失登記簿謄本（法務局が発行します）

◆ **申請期限**

・「基礎支援金」は令和8年3月26日（発災から13か月後）

・「加算支援金」は令和10年3月26日（発災から37か月後）

◆ **留意事項**

・先に「基礎支援金」のみ申請することができます。また「基礎支援金」と「加算支援金」を同時に申請することも可能です。

・「加算支援金」について、一時的にアパートを借り、その後、申請期限までに住宅を新築した場合、「建設・購入」区分の支援金の受給が可能

・「加算支援金」について、「補修」で申請した場合は、生活再建は完了したとみなします。その後に、「建設・購入」区分での申請はできません。

◆ 詳細やご不明な点は、下記の担当課へお問い合わせください。

窓口	電話番号	受付時間
大船渡市地域福祉課 生活支援係	0192-27-3111（代） 内線 139、182	平日9時～17時

7 住宅の建設、補修等の融資

◆ 自然災害により自宅に被害を受けられた方に対して、金利等を優遇した建設資金、購入資金または補修資金を融資しています。

◆ 詳しくは、住宅金融支援機構にお問い合わせください。

窓口	電話番号	受付時間
住宅金融支援機構 お客様コールセンター	0120-086-353	9時～17時 (土日も受付)

- ◆ 各金融機関においても、被災者向けの特別融資を行っている場合があります。詳細は、各金融機関にお問い合わせください。

8 住宅ローンの返済

- ◆ 住宅ローンの返済について、借入先の同意のもと、返済の免除や減額を申し出る仕組み（自然災害による、被災者の債務整理に関するガイドライン）があります。
- ◆ 詳細は、借入先の金融機関にお問い合わせください。
- ◆ 借入先が銀行の場合、全国銀行協会相談室にお問い合わせいただくこともできます。

窓口	電話番号	受付時間
全国銀行協会相談室	<ul style="list-style-type: none"> ・0570-017-109 ・03-5252-3772 	平日 9時～17時 (土日祝、銀行の休業日除く)

9 雇用保険失業給付の支給等

- ◆ 岩手労働局では「特別労働相談窓口」を開設しています。

窓口	相談内容	電話番号	受付時間
大船渡労働基準監督署	<p>【事業主の方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労務管理（賃金支払、解雇等） ・復旧に係る労働時間、労働者の安全及び健康 ・労働保険料の納付 等 <p>【労働者の方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃金等労働条件 ・労災補償給付 ・退職、解雇、労働条件 等 	0192-26-5231	8時30分～ 17時15分

窓口	相談内容	電話番号	受付時間
ハローワーク 大船渡	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所の助成金（休業） ・ 失業保険の給付 等 	0192-27-4165	8時30分～ 17時15分
岩手労働局雇 用環境・均等 室総合労働相 談コーナー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雇止めに関する相談 ・ 職場、労働問題に関する様々な トラブル 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 0120-980-783 ・ 019-604-3002 	9時～17時



役所の手続きのこと

10 国税の特別措置

- ◆ 国税の特別措置として「申告等の期限延長」、「納税の猶予」、「所得税等の軽減」、「住宅取得資金に係る贈与税の特例」、「被災自動車に係る自動車重量税の還付」、「不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の非課税」などの措置が設けられています。
- ◆ 災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「所得税法」に定める雑損控除の方法、「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部または一部軽減が図られます。
- ◆ 詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

税務署	電話番号	所轄区域
大船渡税務署	0192-26-3481	大船渡市、陸前高田市、住田町

<受付時間>

8時30分～17時（土日祝を除く）

11 県税の特別措置

- ◆ 被災者に対しては、個人事業税、不動産取得税、自動車税（種別割・環境性能割）等の県税に関して、減免、軽減、納期限の延長、徴収の猶予などの救済措置があります。
- ◆ 詳しくは、最寄りの広域振興局の県税窓口までお問い合わせください。

窓 口	電話番号	管轄市町村
沿岸広域振興局 大船渡地域振興センター県税室	0192-27-9912	大船渡市、陸前高田市、 住田町

1 2 市税等の特別措置

- ◆ 被災者に対して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長の救済措置があります。
- ◆ 半壊以上の被害を受けた家屋については、被害の程度に応じて、固定資産税が減免されます。
- ◆ 住宅または家財の損失額が一定規模以上あった方は、市町村民税・県民税が減免されることがあります（前年度の合計所得によって減免の割合が異なります）。
- ◆ 被害状況に応じて、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料が減免されることがあります。
- ◆ 詳細は、大船渡市税務課にお問い合わせください。

窓口	電話番号	受付時間
大船渡市税務課	0192-27-3111（代）	平日8時30分～17時15分

1 3 保険証（被保険者証）などを紛失した場合

- ◆ 火災によって国民健康保険被保険者証や後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証などを焼失した場合は資格確認書などを発行します。
- ◆ なお、被災により被保険者証などを提示できない場合、氏名、生年月日、連絡先、住所などを伝えれば、保険診療を受けることができます。

種別	本人確認書類	担当
国民健康保険被保険者証など	【1点で有効なもの】 運転免許証、	国保医療課 0192-27-3111（代）
後期高齢者医療被保険者証など	マイナンバーカード など 【2点で有効なもの】	
介護保険被保険者証	診察券、キャッシュカード など	長寿社会課 （総合福祉センター内） 0192-26-2943

1 4 公共料金の減免措置等

- ◆ 電気、電話料金等については、各事業者において、災害救助法の適用区域及びその周辺の被災者に対し、支払期日の延長、料金の減免などの特別措置を行う場合があります。適用の条件、支援措置の内容については、事業者ごとに異なります。手続方法については、各事業者へ御確認ください。

東北電力

① 電気料金の支払期日の延長

② 不使用月の電気料金の免除

被災者が被災時から全く電気を使用しない場合、被災日が属する月分の翌月分の電気料金から6カ月間に限り、電気料金（不使用料金）は申し受けません。

③ 被災により使用不能となった電気設備の基本料金の免除

被災されたお客さまの電気設備の一部が使用不能となった場合は、その使用不能設備相当分の基本料金は令和7年8月末日まで申し受けません。

窓口	電話番号	受付時間
東北電力 カスタマーセンター	0120-066-774	平日9時～17時 (土日祝除く)

NTT

- ◆ 電話系サービス、電気通信サービスの基本料金等の取扱、移転工事費の取扱、利用料金支払期限の延長等

窓口	電話番号	受付時間
NTT東日本 料金問合せ 受付センタ	0120-002-992	9時～17時 (土日祝、年末年始除く)

NHK

- ◆ 放送受信料の免除

大船渡市において半壊、半焼または床上浸水以上の程度の被害を受けた建物の放送受信契約について、令和7年2月から令和7年3月までの2か月分を免除となります。

郵送またはオンラインにて申請できます。

手続方法	窓口
郵送	「放送受信料免除申請書（本ガイドブックの末尾に掲載）」と「り災証明書の写し（コピー）」を以下に送付 〒020-8555 盛岡市上田 4 丁目 1-3 NHK盛岡放送局 経営管理企画センター
オンライン	以下のウェブサイトより手続き https://www.nhk-cs.jp/jushinryo/saigaimenjoshinsei.html

15 年金手帳などを紛失した場合 国民年金等の保険料が払えない場合

- ◆ 年金手帳、基礎年金番号通知書、年金証書を紛失した場合は、再発行ができません。（注）年金手帳は令和4年4月1日から廃止されており、代わりに基礎年金番号通知書が発行されます。
- ◆ 災害によって財産に相当な被害を受け、保険料を納付することが困難な場合は、申請により国民年金保険料の免除や厚生年金保険料の猶予を受けることができる制度があります。
- ◆ 詳しくは、最寄りの各年金事務所にお問い合わせください。

年金事務所	電話番号	受付時間
盛岡年金事務所	019-623-6211	<ul style="list-style-type: none"> ・月曜日～金曜日 8時30分～17時15分 ・週初の開所日 8時30分～19時 ・第2土曜日 9時30分～16時 ※ほか、土日祝、年末年始除く
花巻年金事務所	0198-23-3351	
二戸年金事務所	0195-23-4111	
一関年金事務所	0191-23-4246	
宮古年金事務所	0193-62-1963	

16 登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合

- ◆ 法務局が発行する情報が、登記済証（権利証）から、登記識別情報に変わっております。売買、贈与、抵当権設定時などに、上記書類を紛失している場合、再発行はされず他の手段での本人確認が行われます。
なお、登記済証（権利証）や登記識別情報を紛失しただけでは、登記記録上の権利には何らの影響もありません。

- ◆ 詳しくは、地方法務局・支局にお問い合わせください。

窓 口	電 話 番 号
盛岡地方法務局（本局） 登記関係 戸籍関係	019-624-1141（※案内で「2」を選択してください） 019-624-9856
花巻支局	0198-24-8311（※案内で「2」を選択してください）
二戸支局	0195-25-4811（※案内で「2」を選択してください）
宮古支局	0193-62-2337（※案内で「2」を選択してください）
水沢支局	0197-24-0511（※案内で「2」を選択してください）
大船渡出張所	0192-26-2606

17 運転免許証を紛失した場合

- ◆ 災害により自動車運転免許証を汚損、紛失した場合の再交付や自動車保管場所証明申請等の手数料が免除されることがあります。
- ◆ 詳しくは、下記にお問い合わせください。

窓 口	電 話 番 号
自動車運転免許試験場	019-683-1251
県南運転免許センター	0197-44-3511
沿岸運転免許センター	0193-23-1515
県北運転免許センター	0194-52-0613
盛岡運転免許センター	019-606-1251

18 自動車に被害を受けた場合

- ◆ 被災自動車の所有者に対しては、自動車税（種別割）の減免、被災自動車を買換えた際の自動車税（環境性能割）の免除があります。

詳しくは、8ページの「9 県税の特別措置」の県税窓口にお問い合わせください。

- ◆ 被災自動車の廃車手続き

以下の窓口で手続きを受け付けています。

被災自動車	窓口	電話番号
軽自動車を除く自動車	岩手運輸支局	050-5540-2010
軽自動車	軽自動車検査協会 岩手事務所	050-3816-1833



民間の手続きのこと

19 損害保険

- ◆ 損害保険の適用などについては次の窓口にお問い合わせください。
なお、損害保険の保険金等の請求に際しては、地方自治体から交付される罹災証明書の提出は原則不要です。

窓口	電話番号	受付時間
ご契約の損害保険会社 または代理店	—	—
そんぽADRセンター	0570-022-808 ※IP電話からは03-4332-5241	平日9時15分～17時

- ◆ 証券の紛失等により、保険契約に関する手掛かりを失った方は次の窓口で照会できます。

窓口	電話番号	受付時間
自然災害等損保契約照 会センター	0120-501-331	平日9時15分～17時

20 生命保険の契約内容

- ◆ 家屋等の流失・焼失等により生命保険契約に関する手掛かりを失い、保険金の請求を行うことが困難な方は、次の窓口にお問い合わせください。

窓口	電話番号	受付時間
災害時受付専用連絡先 (生命保険相談所)	0120-001-731	平日9時～17時
かんぽコールセンター	0120-552-950	平日9時～21時 土日祝 9時～17時 (1月1日～1月3日除く)

2 1 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合

- ◆ 金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社等では通帳、保険証書や印鑑を紛失した場合でも、本人確認ができれば、預貯金、保険金等の払戻しができます。

窓口	電話番号	受付時間
各金融機関（銀行、信用金庫、信用組合）、保険会社等の窓口	—	—
ゆうちょコールセンター	0120-108-420	• 平日 9時～19時 • 土日祝、12月31日9時～17時 (1月1日～3日、5月3日～5日除く)

2 2 法律相談等の窓口

- ◆ 日本司法支援センター（法テラス）では、被災された皆様が抱えている問題（住まい・不動産、金銭の借入れ、損害賠償など）について、解決に役立つ法制度や相談窓口の情報提供を行っております。

窓口	電話番号	受付時間
法テラス気仙 (大船渡市)	0570-078-385 IP電話からは 050-3383-1402	平日9時～17時 (土日祝、年末年始除く)



医療・健康のこと

23 医療機関の受診 介護保険サービス・障害福祉サービスの利用

- ◆ 災害救助法の適用市町村の住民の方で、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する県の後期高齢医療、協会けんぽに加入している場合、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を申告いただくことで、医療保険の窓口負担や医療介護保険の利用料について支払いが不要となる場合があります。
- ◆ 被災者の皆様は、保険証が提示できなくとも医療機関等を受診したり、介護サービスを利用できます。
- ◆ 詳しくは、ご自身が加入している保険事業者にお問い合わせください。

24 こころの悩みや健康に関する相談

- ◆ 災害にあわれた方のこころの悩みや健康に関する相談を電話でお受けしています。

窓口	電話番号	受付時間
こころの健康相談統一ダイヤル	0570-064-556	相談可能時間 平日18時30分～22時30分 (22時まで受付)
岩手県精神保健福祉センター	019-622-6955	9時～18時 (土日祝、年末年始除く)



教育のこと

2 5 JASSOの奨学金の緊急採用、返還期限猶予

- ◆ 独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）では、災害救助法適用地域の世帯の学生に対する奨学金の緊急採用、奨学金返還者からの減額返還・返還期限猶予の願出等を受け付けています。

制度	申請先	電話番号
給付奨学金、貸与奨学金	在学している学校の奨学金担当窓口	—
減額返還 返還期限猶予	JASSO（「奨学金減額返還願」もしくは「奨学金返還期限猶予願」を提出）	0570-666-301

2 6 JASSOの災害支援金

- ◆ 学生本人やその父母等が現に居住する住宅に半壊以上等の被害を受けた方に対してJASSO災害支援金（10万円、返済不要）の申請を受け付けています。

対象（※）	申請先
日本国内の大学等に在籍している日本人学生及び外国人留学生	在学している学校の奨学金担当窓口
海外大学の日本校に在学している日本人学生	JASSOに直接、申請

※成績不振により留年中の方や、科目履修生、研究生、聴講生等は対象外

※入学前・休学中に発生した災害は対象外

- ◆ 申請期限は、災害がおきた日の次の月から数えて、6か月以内となっています。
- ◆ 令和7年3月卒業の方の学校からJASSOへの推薦期限は、令和7年3月31日（必着）です

- ◆ 罹災証明書の発行が期限までに間に合わない場合は、市区町村役場で罹災証明書の発行手続きを行った際の申請書類一式のコピーを学校に提出してください。その後、罹災証明書が発行され次第、追って学校経由で提出してください。

やむを得ない事情で申請期限を経過した場合は、学校から下記お問い合わせ先にご相談ください。

窓口	電話番号	受付時間
(独) 日本学生支援機構 政策企画部 寄附金室	03-6743-3185	9時～17時30分 (土日祝、年末年始を除く)



事業者の方へ

27 中小企業者、農林水産事業者を対象とした相談窓口

- ◆ 被害を受けられた中小企業者や農林水産事業者の方々を対象に、災害復旧貸付の利用や低利での融資などの相談に応じる特別相談窓口を設置しています。

詳しくは、次の相談窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫

支店	事業名	電話番号
八戸支店	国民生活事業	0570-003753
盛岡支店	中小企業事業	019-623-6125
	国民生活事業	0570-004730
	農林水産事業	019-653-5121
一関支店	国民生活事業	0570-004802

商工会議所

窓口	電話番号
盛岡	019-624-5880
釜石	0193-22-2434
一関	0191-23-3434
宮古	0193-62-3233
花巻	0198-23-3381
奥州	0197-24-3141
北上	0197-65-4211
大船渡	0192-26-2141
久慈	0194-52-1000

その他

窓口	電話番号
岩手県よろず支援拠点	019-631-3826
岩手県信用保証協会	0120-972-150

窓口	電話番号
商工中金盛岡支店	019-622-4185
岩手県商工会連合会	019-622-4165
岩手県中小企業団体中央会	019-624-1363
中小企業基盤整備機構 東北本部企業支援部 企業支援課	022-716-1751
東北経済産業局 産業部 中小企業課	022-221-4922
全国商店街振興組合連合会	03-3553-9300

28 農林水産事業者を対象とした県の相談窓口

◆ 岩手県は、農林水産事業者向けの経営再建に関する相談窓口を設置しております。

窓口	相談内容	担当
農業経営再建等 相談窓口	制度資金に関する相談対応	岩手県 団体指導課 019-629-5698
	農業関係の被災に関すること	大船渡農林振興センター 0192-27-9914
被災農地・農業用 施設の復旧に関する 相談	(左に同じ)	大船渡農林振興センター 農村整備課 0192-22-9376
林業経営再建等 相談窓口	制度資金に関する相談対応	岩手県 団体指導課 019-629-5699
	林業関係の被災に関すること	大船渡農林振興センター 0192-27-9914
水産業再建等 相談窓口	制度資金に関する相談対応	岩手県 団体指導課 019-629-5699
	水産業の被災に関すること	大船渡水産振興センター 0192-27-9915

※受付時間は平日8時30分～17時15分となります。

放送受信料免除申請書

日本放送協会 宛

日本放送協会放送受信料免除基準第1項(7)に該当しますので、申請します。

お名前 (契約者氏名)			
ご住所 (り災場所)	(〒 -)		
電話番号	自宅	-	-
	携帯電話	-	-

世帯のみなさま全員が引越しされている場合は、住所変更のお手続きが必要です。住所変更のお手続きを希望される方は、以下の転居先住所をご記入ください。

(一時的な避難等で住所変更のお手続きが不要の場合、ご記入は不要です。)

転居先住所	(〒 -)		
-------	--------	--	--

◀個人情報利用目的▶記載していただいた個人情報は、次の目的で利用します。1.受信料の契約・収納活動(割引の適用要件や解約に該当する事実の確認等を含みます) 2.免除基準の適用 3.放送の受信に関する相談業務およびNHK共聴の維持・運営業務 4.放送やイベントのお知らせ 5.放送文化・普及・受信に関する調査へのご協力をお願い

免除の手続きについて

- こちらの「放送受信料免除申請書」に「り災証明書の写し(コピー)」を添えて、下記お住まいの地域のNHKまでお送りください。
- 受信料を前払い等によりすでにお支払いいただいている場合や今後お支払いいただいた場合は、お支払い分を免除期間終了後のご請求分に充当させていただきます。

【送付先】

- NHK盛岡放送局 経営管理企画センター 〒020-8555 盛岡市上田4丁目1-3

